

平成30年度子育てを支援する給付制度をお知らせします

問 こども子育て支援課 ☎ ⑤ 6716 ・ ⑤ 6717

子育て家庭への手当・助成

児童手当

0歳から中学校修了前（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している人に支給される手当です。所得制限により支給額が変わります。

支給額（児童1人につき月額）

- 【所得制限未満の場合】 3歳未満：15,000円
3歳以上小学校修了前：10,000円（第3子以降は15,000円） 中学生：10,000円
- 【所得制限以上の場合】 5,000円

特別児童扶養手当

精神または身体に重度、もしくは中度の障害のある、20歳未満の児童を監護している父、母または父母に代わって児童を養育している人に対し支給される手当です。所得制限があります。

支給対象 重度障害児（※注）、中度障害児（※注）または内部障害があり、病状が重度障害児または中度障害児と同等の障害と認められる児童

支給額（児童1人につき月額）

- 重度障害児（※注）の場合 51,700円 中度障害児（※注）の場合 34,430円

（※注）

- 重度障害児 … 身体障害者手帳1級～2級（内部障害を除く）、愛護手帳Aまたはこれらと同程度の障害がある児童
- 中度障害児 … 身体障害者手帳3級または4級の一部（いずれも内部障害を除く）、愛護手帳Bの一部またはこれらと同程度の障害がある児童

子ども医療費助成

中学生までの子どもの入院および通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）の全額を保護者に助成します。所得制限があります。ただし、国保乳児（1歳の誕生月の末日まで）の保護者には所得制限がありません。

支給対象 市内に住所を有し、各種医療保険に加入している0歳から15歳の児童（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）

支給額 入院および通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）の全額

ひとり親家庭等への支援

児童扶養手当

離婚などの理由により、ひとり親として児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）を監護している母、児童を監護し生計を同じくしている父、または父母に代わって児童を養育している人に対し支給される手当です。所得制限があります。

支給対象（例） 父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定の障害の状態にある児童、父または母が引き続き1年以上遺棄している児童、父または母が裁判所から保護命令を受けた児童、母が婚姻によらないで出産した児童など

支給額（児童1人につき月額）

	基本額	第2子加算額	第3子以降加算額	児童が1人の場合の支給額の目安	児童が2人の場合の支給額の目安	児童が3人の場合の支給額の目安※
全部支給	42,500円	10,040円	6,020円	42,500円	52,540円	58,560円
一部支給 (所得制限による)	42,490～ 10,030円	10,030～ 5,020円	6,010～ 3,010円	42,490～ 10,030円	52,520～ 15,050円	58,530～ 18,060円

※児童が4人以上の場合は、児童が3人の場合の支給額の目安に第3子以降加算額が児童の数に応じて加算されます。

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の入院および通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）を助成します。所得制限があります。

支給対象 次のいずれか

- ①ひとり親家庭等の父または母および児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）
※父または母および児童のいずれも市内に住所を有する人
- ②父母のいない児童

支給額 入院および通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）
児童 自己負担額の全額
父または母 自己負担額のうち、医療機関ごとに、1カ月につき1,000円を超えた額（処方箋が発行された場合は、病院と薬局の合計から1,000円を超えた額）



高等職業訓練促進給付金

看護師や保育士などの資格取得のため、養成機関において1年以上の修業（原則として通学）をする場合に、修業期間中に支給される給付金です。

支給対象 市内に住所を有し、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親対象となる資格については、お問い合わせください。

支給額（月額） 市民税非課税世帯 100,000円 市民税課税世帯 70,500円

自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講することを支援するために支給される給付金です。

支給対象 市内に住所を有し、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親教育訓練受講前に事前相談が必要となります。

支給額 入学料と受講料の合計の60%（上限200,000円）



その他の支援

特定不妊治療費助成

特定不妊治療（体外受精・顕微受精）を受ける夫婦で、県の助成を受けた市内に住所を有する人に対して、治療費の一部を助成します。

支給額 治療に要した費用から下記の県の助成額（※）を控除した額と、県の助成額の3分の2の金額のいずれか低い額（上限100,000円）
※治療内容に応じて150,000円（初回申請に限り300,000円）または、75,000円



詳細については、お問い合わせください

いずれの支援も、支給を受けようとする人が申請し、認定されないと受給できません。該当すると思われる人は手続きをしてください。
なお、児童が児童福祉施設などに入所している場合は、手当を受給することができません。手続きに必要な提出書類などについては、お問い合わせください。